

監査公表第 616 号

平成 21 年 6 月 17 日付け市長の要求に基づく監査の結果及び住民監査請求に基づく監査の結果による勧告を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段及び第 242 条第 9 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同法第 199 条第 12 項後段及び第 242 条第 9 項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 21 年 9 月 18 日

京都市監査委員 内 海 貴 夫  
同 日 置 文 章  
同 不 室 嘉 和  
同 出 口 康 雄

監 査 の 結 果
第 1 市長の要求に基づく監査の結果 3 監査の結果 (5) 結論 イ プール制支援分以外の援護費について生じた余剰金について (イ) 平成 19 年度に連盟に対して支出したプール制支援分以外の援護費のうち嘱託医手当助成費、定員弾力化対策費及び夜間保育対策費について連盟に生じている余剰金のうち、市に返還されていない 40,008,120 円について、連盟に対し、返還を請求されたい。
第 2 住民監査請求に基づく監査の結果 勧 告 平成 19 年度に社団法人京都市保育園連盟に対して支出した民間社会福祉施設援護費のうち嘱託医手当助成費、定員弾力化対策費及び夜間保育対策費について同連盟に生じている余剰金のうち、市に返還されていない 40,008,120 円について、同連盟に対し、返還を請求されたい。 上記の措置は、平成 21 年 9 月 30 日までに講じられたい。

講 じ た 措 置
平成 19 年度に社団法人京都市保育園連盟に対して支出した民間社会福祉施設援護費のうち嘱託医手当助成費、定員弾力化対策費及び夜間保育対策費について同連盟に生じている余剰金のうち 40,008,120 円について、平成 21 年 7 月 15 日付けで同連盟に対して返還を請求し、同月 17 日に収入を確認した。

(監査事務局第一課、第二課及び第三課)